

# 喜多方市 住居確保給付金のしおり 【転居費用補助】

離職等により住居を喪失した又はそのおそれのある方へ

令和8年7月現在

## 住居確保給付金【転居費用補助】とは

同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

支 給 額：以下を上限として、転居に要する経費に応じて額を支給

| 世帯人数    | 支給上限額     |
|---------|-----------|
| 1人世帯    | 99,000 円  |
| 2人世帯    | 120,000 円 |
| 3～5人世帯  | 129,000 円 |
| 6人世帯    | 138,000 円 |
| 7～10人世帯 | 153,000 円 |

支給方法：原則、不動産業者等の口座へ代理納付

### ●転居費用補助の対象経費

| 転居費用の支給対象経費                                                                                                                                                                  | 転居費用の支給対象外経費                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居先への家財の運搬費用</li> <li>・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）</li> <li>・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）</li> <li>・鍵交換費用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金（※）</li> <li>・契約時に払う家賃（前家賃）</li> <li>・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費</li> </ul> |

※敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としています。

## 対象者について

以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること。

- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の主たる生計維持者であること。

※ただし、離婚前においては主たる生計維持者ではなかったが、離婚等により申請時においては世帯の生計を維持する上で中心になっている場合も含む。

- ④ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方の申請する日の属する月又は前月の収入（毎月の収入に変動がある場合は直近3か月間の平均月收入）の合計額が収入上限額以下であること。

| 世帯人数 | 基準額       | +家賃額<br>(※上限有) | 収入上限額     |
|------|-----------|----------------|-----------|
| 1人世帯 | 86,000 円  |                | 119,000 円 |
| 2人世帯 | 124,000 円 |                | 164,000 円 |
| 3人世帯 | 147,000 円 |                | 190,000 円 |
| 4人世帯 | 175,000 円 |                | 218,000 円 |
| 5人世帯 | 209,000 円 |                | 252,000 円 |
| 6人世帯 | 242,000 円 |                | 288,000 円 |

※給与の場合、通勤手当を除いた総支給額。自営業の場合は、経費を差し引いた後の額。定期的に支給される失業等給付、公的年金を含む。特定の目的のために支給される児童扶養手当等、奨学金等は除く。

- ⑤ 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託等）の合計額が基準額以下であること。

| 世帯人数   | 合計資産額       |
|--------|-------------|
| 1人世帯   | 516,000 円   |
| 2人世帯   | 744,000 円   |
| 3人世帯   | 882,000 円   |
| 4人世帯以上 | 1,000,000 円 |

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- （ア） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- （イ） 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加

するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦ 自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者および申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方が暴力団員でないこと。

## 申請時に必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）
- ② 住居確保給付金申請確認書（様式 1-2A）
- ③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）
- ④ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給対象者と同一の世帯に属する方が死亡、又は申請者若しくは支給対象者と同一の世帯に属する方が離職、休業等をしていたことが確認できる書類
- ⑤ 世帯収入額が申請日より2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し（給与明細や賃金明細書等）
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、収入金額が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ、年金振込通知書、収支状況表※個人事業主の方 等）
- ⑦ 申請者および申請者と同一の世帯に属する方全員の預貯金通帳（ネットバンクを含む）の写し
- ⑧ 住居確保給付金要転居証明書（様式 10）
- ⑨ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-2）
- ⑩（持ち家の場合のみ）居住維持費用関係書類  
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し
- ⑪ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類

## 転居後に必要なもの

- 住居入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、喜多方市生活サポートセンターに提出してください。
- 初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）

の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

## 転居費用補助の申請から決定まで

- 生活サポートセンター又は喜多方市社会福祉課へ相談
- 生活サポートセンターで家計改善支援事業の支援を受ける
- 家計改善支援事業において必要性が認められた場合、住居確保給付金（転居費用補助）の申請書類の提出

前ページに記載のある各種必要書類が揃っていることを確認し、喜多方市生活サポートセンターへ提出してください。

- 住居確保給付金（転居費用補助）の支給審査・決定

審査の結果、受給が決定した場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。

受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産業者等に住居確保給付金が不支給となった旨連絡してください。

## 住居確保給付金を返還いただく場合があります

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、住居確保給付金の支給を中止するとともに、既に支給された給付金の全額または一部の返還をしていただきます。

生活資金の必要な方

総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みができる場合があります。

住居確保給付金受給中に生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。福島県社会福祉協議会による審査に通った場合は、貸付決定が通知されます。

申込先：喜多方市社会福祉協議会 電話 0241-23-7373

<お問い合わせ先>

● 喜多方市 社会福祉課

住 所：喜多方市字御清水東7 2 4 4 番地2

電 話：0 2 4 1－2 4－5 2 5 7

メール：[syakai@city.kitakata.fukushima.jp](mailto:syakai@city.kitakata.fukushima.jp)

● 喜多方市生活サポートセンター

住 所：喜多方市字上江3 6 4 6 番地1

電 話：0 2 4 1－2 3－7 3 7 3

メール：[seikatu-support@kitakata-shakyo.or.jp](mailto:seikatu-support@kitakata-shakyo.or.jp)

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始は除く）